

独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律案(閣法第

一五号)(衆議院送付)要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、平成十七年度末に中期目標期間が終了する文部科学省所管の十二の特定独立行政法人(公務員型法人)について、特定独立行政法人以外の独立行政法人(非公務員型法人)に移行すること。
- 二、一の独立行政法人のうち独立行政法人国立美術館及び独立行政法人国立博物館を除く十の独立行政法人の役員及び職員等に対して、その職務上の秘密に対する保持義務を課すこと。
- 三、刑法その他の罰則の適用について、一の独立行政法人の役員及び職員を法令上公務に従事する職員とみなすこと。
- 四、独立行政法人国立青年の家及び独立行政法人国立少年自然の家を独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターに統合し、名称を独立行政法人国立青少年教育振興機構とすること。
- 五、政府は、必要があると認めるときは、土地、建物等を独立行政法人国立美術館及び独立行政法人国立博

物館に追加して出資することができるものとする。

六、この法律は、附則の一部の規定を除き、平成十八年四月一日から施行すること。